

あなたの住民税(市・都民税)が変わります。平成19年度から税源移譲によって税率が変わり、また、定率減税の廃止により、住民税が変わります。問合せ課税課市民税係

税の申告はお早めに

市・都民税の申告

所得税の確定申告

2月1日(木)～3月15日(木)

左表の期間・場所・時間で相談・受付しますので、お越しください。

青梅税務署での

所得税の確定申告

2月16日(金)～3月15日(木)まで行います。(所得税の還付申告は1月から受付して...



確定申告書の作成は

ご自分で記入してください。または、国税庁・東京国税局のホームページで作成できます。

国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp

市・都民税の相談受付

Table with columns: 相談日, 会場, 受付時間, 市職員

【水曜夜間・土曜の開庁時間内】市・都民税申告書のみ、市役所2階課税課市民税係で受け付けします。(確定申告の相談・受付はできません。)

確定申告相談受付

Table with columns: 相談日, 会場, 受付時間, 税務職員

相談受付は土曜・日曜・祝日を除きます。また福生市の会場は、新庁舎建設中のため、駐車場の対応ができません。

市議会議員選挙 立候補予定者説明会

4月22日(日)に行われる福生市議会議員選挙の立候補予定者説明会を開催します。

年金日より

確定申告には社会保険料控除証明書が必要です

国民年金保険料は全額、確定申告での社会保険料控除の対象となります。

収入が無かった方へ

ご自分の扶養親族にもなっていない方、扶養親族になっている方は、次の事項の基礎資料となるため、市・都民税の申告が必要です。

国民健康保険税、老人医療受給者証、児童・生徒就学援助費、児童手当、保育料、国民年金の免除、公営住宅入居者の収入の状況等の基礎、非課税証明書等

また、平成18年度の国民年金保険料を納付された方には、2月中旬に「控除証明書」を送付します。

届きましたか?

源泉徴収票は、老齢基礎年金や老齢厚生年金など、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

「控除証明書」に関するお問い合わせは、専用コールセンター ☎0570-009911 (IP電話等をご利用の方 ☎045-326-1840) へ。

納税にご協力を

納税にご協力を

今月は、固定資産税・都市計画税の納期が近づいています。

納期を超過すると、20日以内に督促状を発送しますが、それでも納付されない方を対象に、電話での催告を行います。

納税にご協力を

今月は、固定資産税・都市計画税の納期が近づいています。

納期を超過すると、20日以内に督促状を発送しますが、それでも納付されない方を対象に、電話での催告を行います。

納税にご協力を

今月は、固定資産税・都市計画税の納期が近づいています。

納期を超過すると、20日以内に督促状を発送しますが、それでも納付されない方を対象に、電話での催告を行います。

納税にご協力を

今月は、固定資産税・都市計画税の納期が近づいています。

納期を超過すると、20日以内に督促状を発送しますが、それでも納付されない方を対象に、電話での催告を行います。

公民館保育室保育者の募集について

勤務条件、応募資格等は次のとおりです。雇用期間 4月1日～平成20年3月31日。勤務日 保育室併設講座開設日、その他会議・研修等。勤務時間 午前9時30分～午後3時(午後0時30分～1時30分を除く)。

3月の女性悩みごと相談

福生市 14日(水)・28日(水) 午前9時～午後0時50分 市役所1階市民相談室。羽村市 7日(水) 午後1時30分～4時30分 羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室。

今月は、固定資産税・都市計画税の納期が近づいています。納期を超過すると、20日以内に督促状を発送しますが、それでも納付されない方を対象に、電話での催告を行います。